

設計及び工事の計画の変更認可および認可申請の主な申請内容

1. 再処理工場の主な申請内容

(1)再処理施設に係る変更認可申請^{※1}

①再処理施設の設置の工事に係るもの

- ・第1回変更認可で申請した安全冷却水 B 冷却塔(A4B)およびその飛来物防護ネット以外の残りすべて

②再処理施設の変更の工事に係るもの^{※2}

- ・第2ユーティリティ建屋に係る施設
- ・海洋放出管切離し工事

(2)使用済燃料受入・貯蔵施設等に係る認可申請^{※3}

- ・燃料貯蔵プール等のすべての設備

2. 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの主な申請内容

(1)高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに係る認可申請^{※3}

- ・貯蔵ピット(収納管／通風管)等のすべての設備

※1 新規制基準施行以前に認可を受けた設工認に対して供用段階の施設と検査段階の施設があり、検査段階の施設における新規制基準施行以前に認可を受けた設工認の一部の変更を申請するもの。

※2 新規制基準施行以前に1.(1)①とは別の設工認申請として認可を受けているため、別申請とするもの。

※3 新規制基準施行以前に認可を受けた設工認に対して供用段階の施設と検査段階の施設があり、供用段階の施設に係る新規制基準適合について申請するもの。

以上